

西宮市医療的ケア児保育検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 市内の保育所、認定こども園及び地域型保育事業（以下、「保育施設」という）の利用申込みをした医療的ケア児について、集団生活が可能であるかを判断し、当該児童の身体状況や成長発達等の状況をもとに、医療的ケアに係る留意事項、保育やその他支援を要する内容等の助言を得るため、医師や看護師等を含めた「西宮市医療的ケア児保育検討委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 医療的ケア児の受入れの検討に関すること
- (2) 医療的ケアに係る留意事項等についての助言に関すること
- (3) 医療的ケア児の支援体制の検討に関すること
- (4) 医療的ケア児に対する加配の審査（あゆみ審査）に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 医師職：こども未来センター医師、西宮市保健所長
- (2) 保育職：こども未来センター保育士、民間保育施設等関係者
- (3) その他、市長が認めた者

2 委員会は、必要があると認める時は、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、こども支援局子育て事業部保育こども園課において処理する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年11月1日から実施する。

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。